



国保だより

国民健康保険は、
加入者全員で安心を支え合う制度です

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療などを受けるための制度です。

●国保税率を改正

4月に今年度の国保税率の改正を行いました(詳細は、広報みはら4月号に掲載)。しかし、その後、財政が改善したため値上げ幅を抑えることとし、税率を表1のとおりとしました。今後とも、安定した国保財政運営のため、皆さんの理解と協力をお願いします。

●納税通知書は、世帯主に届きます

今月中旬、世帯主宛てに納税通知書を送ります。世帯に国保加入者がいれば、納税義務者は世帯主となります。第1期の納期限は、今月31日(火)です。

●年金からの天引き(特別徴収)

国保加入者全員が、65〜74歳の世帯は、国保税を世帯主の年金から6回に

●新しい高齢受給者証を送ります

現在交付している高齢受給者証の有効期限は今月末です。該当する人には、今月下旬に新しい受給者証を送ります。

●3カ月以上在留する外国籍の人も国保に加入できます

住民基本台帳法の改正に伴い、国保の加入条件が変わります。次の対象に当てはまり、国保に加入していない人は手続きをしてください。対象 在留期間が3カ月以上の外国籍の人で、会社の保険などに加入していない人

受付開始日 7月9日(月)から
受付窓口 市民課(市役所本庁1階)、または各支所の地域振興課

ジェネリック医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担の削減額が大きい人へ通知をしています。

- 1月分の削減効果
- 通知した人数 1,548人
- 削減された金額 238万1,941円

表1 今年度の税率と課税限度額

	医療分	後期高齢者支援分	介護分 40歳~64歳の人
①所得割 [前年中の所得に応じて計算]	7.0% (6.2%)	2.6% (2.3%)	2.7% (2.2%)
②資産割 [今年度の固定資産税額に応じて計算]	10.0%	1.0%	1.0%
③均等割額 [加入者一人当たり]	23,600円 (22,900円)	8,500円 (8,000円)	9,500円 (8,200円)
④平等割額 [一世帯当たり]	23,200円 (22,300円)	7,700円 (7,000円)	6,600円 (6,400円)
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※()内は平成23年度。①~④の合計額が、年間の国保税額となります。
※課税限度額とは、税額の上限のことです。

分けて天引きしています。
〔注意〕

- 次の場合は天引きされません。
- 世帯主が、国保加入者でない場合
- 世帯の国保加入者の中に、今年度中に75歳になる人がいる場合
- 世帯主の年金が年18万円未満の場合
- 介護保険料と国保税の合計が、年金額の2分の1を超える場合

●国保税の軽減

次の対象者は、一定期間、税額が軽減され、医療費の負担限度額も下がる場合があります。
対象 平成21年3月31日以降に失業(離職)した65歳未満の人
※雇用保険受給資格者証の離職理由欄に、11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかが記載されていること。
申請方法 雇用保険受給資格者証、保険証、印鑑を持参し、市民税課(市役所本庁2階)へ

●更新は忘れずに

現在交付している限度額適用認定証と、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は今月末です。
新しい認定証が必要な人は、8月以降に保険医療課、または各支所の地域振興課で手続きをしてください。
用意する物 保険証、印鑑
※限度額適用・標準負担額減額認定証の交付後、1年間で通算90日を超えて入院した場合は、入院期間が分かる物(領収書、入院証明書など)を持参してください。

●国保税の減免

次の対象者は、国保税が減免されます。
対象 災害や、65歳以上で事業の廃止による離職などの理由で、国保税の納付が困難な人
※詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

●保険医療課
☎0848・67・60500
市民税課税額課(こじん)
☎0848・67・60311
税制収納課(納付こじん)
☎0848・67・60315

後期高齢者医療だより
75歳以上の皆さんなどを対象とする医療制度

○保険料が変わります

均等割額 43,735円 + 所得割額 所得割率 8.35% = 年間の保険料 (限度額55万円)

保険料の金額は・・・?

例) 公的年金収入300万円のみの一人世帯の場合

公的年金収入300万円 - 公的年金控除120万円 = 総所得金額等180万円

均等割額 43,735円 + 所得割額 (180万円 - 基礎控除33万円) × 0.0835 = 年間の保険料 166,480円 (年6回で納付)
= 122,745円 (1円未満切り捨て)

○新しい保険証を送ります

今月24日(火)以降に、新しい保険証(水色)を送ります。8月1日から使用してください。
※有効期限が過ぎた紫色の保険証は、各自で廃棄するか、保険医療課へ返却してください。

○手続きが必要です

限度額適用・標準負担額減額認定証 市民税非課税世帯の人が受診する場



合、減額認定証を医療機関へ提示すると、食費や医療費などの自己負担額が軽減されます。
対象 市民税非課税世帯の人
手続きの方法 保険証と印鑑を持参し、保険医療課または各支所の地域振興課へ
※手続きをした月の初日から適用となります。
※今までに手続きをしたことがあり、今年度の市民税が非課税世帯の人は、手続きの必要はありません。新しい認定証は、保険証に同封します。

○今月中旬に

納付書を送ります

納付は、原則年6回の年金からの天引きとなります。天引きできない場合は、納付書か口座振替による支払いになります。
年金からの天引きの人でも口座振替に変更できます。希望する人は税制収納課へ相談してください。

●保険医療課
☎0848・67・60506
市民税課保険料(こじん)
☎0848・67・60311
税制収納課(納付こじん)
☎0848・67・60315